

## 学校法人会計の科目説明

### 1. 資金収支・事業活動収支計算書 共通科目

- 学生生徒等納付金  
学生から納付されるもので、授業料、入学金、施設設備費等、学則に定められた納付金をいい、収入のうち最も大きな割合を占めています。
- 手数料  
入学検定料や証明書発行手数料などです。
- 寄付金  
学校法人が個人や法人から收受したもので、特別寄付金と一般寄付金などに分類されます。
- 補助金  
国や地方公共団体などから交付される助成金です。
- 資産売却収入（差額）  
不動産、有価証券等固定資産の売却による収入（差額）です。
- 受取利息・配当金  
預貯金、有価証券の利息、株式の配当金などです。
- 付随事業・収益事業収入  
学校法人の補助活動事業、付随事業、受託事業及び収益事業からの収入などです。
- 雑収入  
施設設備利用料など、上記の各収入以外の収入です。
- 人件費  
教員人件費、職員人件費、役員報酬、退職金等です。
- 教育研究経費  
教育・研究活動や学生の学習支援・課外活動支援に支出する経費です。消耗品費、光熱水費、旅費交通費、奨学費などがあります。
- 管理経費  
総務・財務などの管理業務や学生募集活動等に要する経費で、教育研究経費以外の経費です。
- 予備費  
予算編成時において予期しない支出に対処するために設けている費用です。

### 2. 資金収支計算書のみにある科目

- 借入金等収入  
学校法人が資金調達のために金融機関などから借入した収入です。
- 前受金収入  
当年度において、翌年度の諸活動に対応する資金収入。主に翌年度入学する新入生からの納付金です。
- 資金収支調整勘定  
当該年度の資金収支には、前年度以前の活動に属するもの、翌年度以後の活動に属するものも含まれています。これらについては、活動が行われた年度への調整が必要となり、この調整に用いる勘定のことを「資金収支調整勘定」といい、「資金収入調整勘定」と「資金支出調整勘定」があります。
- 施設関係支出  
土地、建物、構築物、建設仮勘定等の支出です。
- 設備関係支出  
教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書、車両等の支出です。
- 資産運用支出  
有価証券等の購入費、引当特定資産への繰入等の支出です。
- その他の支出  
人件費支出から資産運用支出までの各科目に含まれない支出です。

### 3. 事業活動収支計算書のみにある科目

- 退職給与引当金繰入額  
教職員が退職した場合には、退職金規程に基づいて退職金が支払われます。退職金の額は勤続年数に応じて変化するため、実際の退職金支払いに先立ち、予め毎年度に負担額を計上しています。
- 減価償却費  
固定資産のうち、建物・構築物・備品などは、時の経過によりその価値が減少します。該当する耐用年数に応じ、減価償却費として各年度に費用配分するものです。
- 資産売却差額  
土地・建物などを売却し、その代価が帳簿価格を上回った場合、その差額を計上します。
- 資産処分差額  
土地・建物などを売却し、その代価が帳簿価格を下回った場合、その差額を計上します。また、建物・構築物などを取壊した場合、処分時点の帳簿価格を計上します。
- 基本金組入額  
学校法人が諸活動の計画に基づき、必要な資産を継続的に保持するために、当年度収支差額から組入れた金額で、第1号基本金から第4号基本金まであります。

第 1 号基本金……新設や規模の拡大・教育の充実向上のために取得した固定資産の価格

第 2 号基本金……将来に取得する固定資産に充てる金銭その他の資産の額

第 3 号基本金……基金として継続的に保持し、運用する金銭その他の資産の額

第 4 号基本金……学校運営のため恒常的に保持すべき資金

#### 4. 貸借対照表にある科目

- 固定資産  
学校法人の基本的財産を構成する重要なものです。1 年を超えてから資金化するもの、資金化を目的としないものなどがあります。
- 有形固定資産  
1 年を超えて使用される資産で、土地、建物、備品などです。
- 特定資産  
用途の特定された預金等をいいます。将来の特定の支出（校舎など施設の増改築、機器備品その他設備の拡充や買い替え、退職金の支払いなど）に備えるため、計画的に資金を留保するためのものです。
- その他の固定資産  
特定資産に該当しない固定資産、ソフトウェアや有価証券などです。
- 流動資産  
1 年以内に資金化可能な資産、現金預金などがあります。
- 固定負債  
支払期限が 1 年以上後になる負債、長期借入金や退職給与引当金などがあります。
- 流動負債  
支払期限が 1 年以内になる負債、短期借入金や前受金などがあります。
- 基本金  
学校法人が諸活動の計画に基づき、必要な資産を継続的に保持するために、その事業活動収入から組入れた金額です。
- 繰越収支差額  
繰越収支差額は、「事業活動収支計算書」の「翌年度繰越収支差額」と一致し、毎会計年度の「当年度収支差額」が累積されたもので、学校法人の収支均衡状態を示す重要な指標です。